自主的避難等対象区域(伊達市)の自宅から避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に単身赴任していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により県外の関連会社に転籍した申立人について、生活の本拠を単身赴任先とした上で、県外の関連会社に転籍した後も避難が継続しているものと認め、精神的損害及び転籍により増加した家族間移動費用が賠償された事例。

# 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ば ないことを相互に確認する。

記

,,				
	項目		期間	金額 (円)
1	精神的損害	自	平成24年11月1日	
		至	平成26年5月31日	1, 900, 000
2	生活費増加費用(帰	自	平成24年11月1日	
	宅費用)	至	平成26年5月31日	580, 544
合計				2, 480, 544

# 2 支払金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の和解金として、金248万0544 円の支払義務があることを認める。

## 3 支払方法

(省略)

#### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申 立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に 対して別途請求しない。

# 5 手続費用

手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立 人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す る。

平成26年7月7日

(仲介委員 鈴木 純)